

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
「取引先と協力し合い、互いの強みを活かして共同で新たな価値を創出。オープンイノベーションを通して、外部のアイデアや技術を積極的に取り入れ、革新的な製品やサービスを生み出す。これらを組み合わせることで、事業者で市場での競争力を高め、持続的な成長を実現します。」
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
「取引先とIT実装を通して、異なる技術やプロセスを統合し、効率的かつ効果的なシステムを構築。適切なパートナーを選定し、共通の目標に向けて密接に連携しながら、リソースやノウハウを共有し、事業の成功を目指します。」
- c. 専門人材マッチング
「取引先も含め、相互のニーズや要件に適した専門家を見つけ、連携を強化。適切なスキルセットや経験を持つ人材を選定し、コミュニケーションやチームワークを促進して、事業プロジェクトを発展拡大。」
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
「取引先も含め、環境に配慮した取り組みを推進し、持続可能な社会を目指す。エネルギー効率の向上や再生可能エネルギーの活用など、さまざまな分野での協力連携を通じて、地球環境への負荷を軽減し、クリーンな未来を実現します。」
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）
「従業員の健康と幸福を重視し、組織全体の生産性や競争力を向上させる。健康プログラムの提供や労働環境の改善を通じて、従業員の心身の健康を促進し、組織の成長と発展に貢献します。」

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指

します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

約束手形の利用廃止、電子決済やデジタル取引への移行に伴い、取引プロセスが効率化、リスクやコストが削減されると同時にデジタル化。従来のビジネス取引方法の変化を促します。

2024年4月28日

(株)北海道住宅宿泊観光開発 代表取締役 南 絵美香

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。